ニ　被共済者又は共済の目的の選択及び共済契約締結の手続に関する事項
ホ　共済掛金の収受、共済金の支払及び共済掛金の払戻しその他の返戻金に関する事項
ヘ　共済証書の記載事項並びに共済契約申込書の記載事項及びこれに添付すべき書類の種類
ト　再共済又は再保険に関する事項
チ　共済特約に関する事項
リ　契約者割戻しに関する事項
ヌ　共済約款の規定による貸付けに関する事項
ル　共済金額、共済の種類又は共済期間を変更する場合の取扱いに関する事項
ヲ　法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会との契約により、当該協同組合連合会と連帯して共済契約に係る共済責任を負担し、かつ、当該共済責任について負担部分を有しない火災共済事業を行う火災等共済組合又は火災等共済組合連合会（以下「共同火災共済事業組合」と総称する。）においては、その旨
ワ　その他事業の実施に関し必要な事項
二　共済契約に関する事項
イ　火災等共済組合等が共済金を支払わなければならない事由
ロ　共済契約無効の原因
ハ　火災等共済組合等が共済契約に基づく義務を免れる事由
ニ　火災等共済組合等の義務の範囲を定める方法及びその義務の履行の時期
ホ　共済契約者又は被共済者がその義務を履行しないことによって受ける損失
ヘ　共済契約の全部又は一部の解除の原因並びにその解除の場合において当事者が有する権利及び義務
ト　契約者割戻しを受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲
チ　共済約款の適用に関する事項
三　共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項
イ　共済掛金の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項
ロ　責任準備金の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項
ハ　契約者価額の計算の方法及びその基礎に関する事項
ニ　契約者割戻しに充てるための準備金及び契約者割戻しの計算の方法に関する事項
ホ　第百四十五条第一項第一号イに掲げる共済掛金積立金を計算する共済契約については、共済金額、共済の種類又は共済期間を変更する場合における計算の方法に関する事項
ヘ　その他共済の数理に関して必要な事項

2　共同火災共済事業組合は、前項第一号トに掲げる事項、同号イからヘまで及びチからルまでに掲げる事項に係る技術的事項、同項第二号イからチまでに掲げる事項並びに同項第三号イ及びハからヘまでに掲げる事項を火災共済規程に記載しないことができる。

（火災共済規程の変更の認可の申請）

**第十四条の四**　法第九条の七の二第五項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の規定により火災等共済組合等の火災共済規程の変更の認可を受けようとする者は、様式第五の三による申請書二通に、それぞれ次の書類を添えて提出しなければならない。

一　変更理由書
二　火災共済規程中の変更しようとする箇所を記載した書面
三　火災共済規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録又はその謄本

2　火災等共済組合等の火災共済規程の変更が事業計画又は収支予算に係るものであるときは、前項に掲げる書類のほか、火災共済規程変更後の事業計画書又は収支予算書を提出しなければならない。

第十五条第三項第一号イ中「をいい、火災共済協同組合及び法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会にあっては、経済産業大臣及び金融庁長官」を削る。

第十九条第一項第六号中「令」を「中小企業等協同組合法施行令（以下「令」という。）」に改める。

第二十六条第二号中「金融商品取引法」の下に「（昭和二十三年法律第二十五号）」を加える。

第四十七条第一項第十二号を削り、同項第十三号中「この号、第五十二条の二、第百五十五条及び第百六十六条第一項第五号ホにおいて」を削り、同号イ中「第六十九条の四第二項」を「第六十九条の四」に改め、「この号及び第百六十六条第一項第五号ホにおいて」を削り、「手続実施基本契約を」を「手続実施基本契約（法第六十九条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）を」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とする。

第五十二条の二第一項第一号ハ中「利用者」の下に「（法第九条の九の二第二項第一号に規定する利用者をいう。第百八十二条の七、第百八十二条の十第一項第一号、第百八十二条の十一第一項及び第三項第三号並びに第百八十二条の十二第一項において同じ。）」を加え、同項第二号中「認定投資者保護団体」の下に「（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。次項第一号において同じ。）」を加え、同項第三号中「消費者基本法」の下に「（昭和四十三年法律第七十八号）」を加え、同項第四号中「種別」の下に「（同条第四項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。）」を加え、同項第五号中「法人」の下に「（法第六十九条の二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号及び第三項において同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「あっせん」の下に「（金融商品取引法第七十九条の十三において準用する同法第七十七条の二第一項に規定するあっせんをいう。）」を加え、「この項及び次項において」を削り、同項第二号中「弁護士法」の下に「（昭和二十四年法律第二百五号）」を加え、同条第三項中「第六十九条の四第一項若しくは第二項」を「第六十九条の四」に改める。

第五十七条第三項中「火災共済協同組合又は」及び「（以下「火災共済協同組合等」と総称する。）」を削り、同項第一号中「（法第二十七条の二第三項に規定する火災共済規程をいう。以下同じ。）」を削り、同条第四項中「火災共済協同組合等以外」を「法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会以外」に、「火災共済協同組合等にあっては」を「同号の事業を行う協同組合連合会にあっては」に改める。

第五十八条を次のように改める。

**第五十八条**　削除

第五十九条中「火災共済協同組合、」を削る。

第九十四条第三項中「、火災共済協同組合」を削る。

第百五十二条中「第九条の九第五項」の下に「又は第八項」を加え、「又は法第九条の七の二第二項」を削る。

第百五十五条第一項中「特定火災共済協同組合又は」及び「法第九条の七の三第一項又は」を削る。

第百六十一条第一号中「社団法人日本アクチュアリー会（昭和三十八年五月十四日に社団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう。次号において同じ。）」を「公益社団法人日本アクチュアリー会」に改め、同条第二号中「社団法人日本アクチュアリー会」を「公益社団法人日本アクチュアリー会」に改める。

第百六十六条第一項第五号中ニを削り、ホをニとする。

第百七十八条第四項中「合併により火災共済協同組合等」を「合併により法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会」に、「設立する火災共済協同組合等」を「設立する同号の事業を行う協同組合連合会」に改める。